

島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。

1 定義

- (1)「週休2日工事」における「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、土曜日と日曜日の両日（以下、土日）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所完全週休2日（土日））をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、振替日として土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- (2)「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位4週8休以上）をいう。
- (3)「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。
- (4)「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。

また、「1年単位の変形労働時間制」を活用している受注者において、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した週は週休2日の対象期間に含まない。

- (5)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

2 実施方法

- (1)受注者は、契約後、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
- (2)受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。
- (3)受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

3 実施報告

(1) 週休2日工事

受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。

なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。

(2) 週休2日交替制工事

受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。

なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。

4 工事費の積算及び設計変更

週休2日の取得に要する費用計上は行わないものとする。

5 履行証明書

受注者は（2 実施方法）により週休2日に取り組み、通期4週8休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。

6 提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表、または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

《参考》

本特記仕様書に記載の島根県週休 2 日工事の要領等については、以下の URL から確認すること。

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html